

## 公益社団法人千葉県情報サービス産業協会役員報酬規程

### (目的)

第1条 本規程は、「公益社団法人千葉県情報サービス産業協会」定款第30条（役員報酬等）に規定する役員報酬等について定める。

### (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として役員が受ける財産上の利益及び退職手当であつて、その名称の如何を問わない。

### (報酬)

第3条 役員に対する報酬等は、原則として支給しない。ただし、会長の指示に基づき本会を代表して業務遂行のため出張した場合は、交通費実費・当該業務遂行に必要な参加費等の必要経費を会長の裁量において支給することができる。

### (公表)

第4条 本会は、当規程をもって公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

### (改廃)

第5条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行なうものとする。

### 附 則

この規程は、平成25年4月1日から適用する。

(平成24年8月30日総会決議)